

(保 184)

令和 2 年 8 月 2 5 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公印省略)

令和 2 年 7 月豪雨に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて (その 6)

令和 2 年 7 月豪雨に伴う災害の被災に関する、一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額 (以下「一部負担金等」) の支払いが困難な方に対する取扱いについては、令和 2 年 7 月 1 5 日付 (保 145) F 「令和 2 年 7 月豪雨に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」によりご連絡申し上げてきたところです。

今般、一部負担金等の支払猶予の対象となる市町村や健康保険組合等が添付資料の別紙 1、別紙 2 のとおり更新されましたのでご連絡申し上げます。

また、被災地域ごとのリーフレットにつきましてもあわせて更新されましたのでご参照ください。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

< 添付資料 >

1. 令和 2 年 7 月豪雨に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて (その 6)
(令 2. 8. 24 事務連絡 厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課)
2. 令和 2 年 7 月豪雨の被災者の皆様へ
(令 2. 8. 20 リーフレット 厚生労働省)

事務連絡
令和2年8月24日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
後期高齢者医療主管課(部)
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

令和2年7月豪雨に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(その6)

令和2年7月豪雨に伴う災害の被災に関し、一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとするので、貴管下保険医療機関、被保険者及び審査支払機関等に対し、周知を図るようよろしくお願いしたい。なお、周知に当たっては参考資料の「医療機関・薬局向けリーフレット」及び「患者向けリーフレット」を各保険医療機関、避難所等に配布いただき、特に「患者用リーフレット」については、院内掲示、窓口での配布等を促していただきたい。

(令和2年8月3日付け事務連絡から、別紙1及び別紙2を更新)

記

1に掲げる者については、保険医療機関及び保険医療費担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第5条及び第5条の2、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第4条、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和58年厚生省告示第14号)第5条及び第5条の2並びに指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第13条の規定による一部負担金等の支払いを受けることを、2に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費(保険外併用療養費及び家族療養費に係る食事療養及び生活療養に係るものを含む。)については、標準負担額の支払いを受ける必要がある。

1 対象者の要件

(1)及び(2)のいずれにも該当する者であること。

(1) 以下に掲げる被保険者又は被扶養者であること。

- ① 別紙1に掲げる市町村の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第5条の被保険者（市町村国保の被保険者）
- ② 別紙1に掲げる後期高齢者医療広域連合の被保険者であって、令和2年7月豪雨に伴う災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する者
- ③ 別紙2に掲げる健康保険組合又は国民健康保険組合若しくは全国健康保険協会の被保険者又は被扶養者であって、令和2年7月豪雨に伴う災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する者（被災以降、適用市町村から他の市町村に転入した者を含む。）

(2) 令和2年7月豪雨により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

令和2年10月末までの診療、調剤及び訪問看護

3 医療機関等における確認等

上記1(2)の申し立てをした者については、被保険者証等により、住所が1(1)の市町村の区域であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を診療録等の備考欄に簡潔に記録しておくこと。

ただし、被保険者証等を提示できない場合には、

- ① 健康保険法又は船員保険法の被保険者又は被扶養者である場合には、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先
- ② 国民健康保険法の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者である場合には、氏名、生年月日、住所及び連絡先(国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて組合名)

を診療録等に記録しておくこと。

なお、申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を患者に周知するようご協力いただきたい。

4 その他

本事務連絡に基づき一部負担金等の支払いを猶予した場合は、患者負担分を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。

なお、請求の具体的な手続きについては、平成25年1月24日付け保険局医療課事務連絡「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」（別添）に準じて取り扱われたい。

事務連絡
平成25年1月24日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて

北海道における暴風雪被害に係る診療報酬の請求等の事務については、下記のとおり取り扱うこととするので、貴管下関係団体への周知徹底を図るようよろしくお願ひしたい。なお、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示せず公費負担医療を受診した者の取扱いについては、公費負担医療担当部局等より、後日事務連絡が発出されるものであること。

記

1 被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱い等について

(1) 被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱いについて
被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求については、以下の方法により診療報酬の請求を行うものとする。

- ① 保険医療機関においては、受診の際に確認した被保険者の事業所等や過去に受診したことのある医療機関に問い合わせること等により、また、窓口で確認した事項等により、可能な限り保険者等を記載すること。
- ② 保険者を特定した場合にあっては、当該保険者に係る保険者番号を診療報酬明細書(以下「明細書」という。)の所定の欄に記載すること。
なお、被保険者証の記号・番号が確認できた場合については、当該記号・番号を記載することとし、当該記号・番号が確認できない場合にあっては、明細書の欄外上部に赤色で「不詳」と記載すること。
- ③ 上記①の方法により保険者を特定できないものにあっては、住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先について、明細書の欄外上部に記載し、当

該明細書について、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ提出する分、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）へ提出する分、それぞれについて別に束ねて、請求するものとする。

なお、請求において、国民健康保険の被保険者である旨、国民健康保険組合の被保険者である旨及び後期高齢者医療の被保険者である旨を確認した者に係るものについては国保連に、被用者保険の被保険者等である旨を確認した者に係るものについては支払基金に請求するものとする。また、支払基金か国保連のいずれに提出すべきか不明なレセプトについては、保険医療機関において、可能な限り確認した上で、個別に判断し、いずれかに提出すること。

- ④ 保険者が特定できない場合の診療報酬請求書の記載方法については、国保連分は、当該不明分につき診療報酬請求書を作成する方法（通常通り、国保分と後期高齢者分を区分してそれぞれ診療報酬請求書を作成すること）で、支払基金分は、診療報酬請求書の備考欄に未確定分である旨を明示し、その横に一括して所定事項（件数、診療実日数及び点数等）を記載すること。

- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第75条の2等の規定により一部負担金の減免措置等を講じられたものに関する取扱い

健康保険法（大正11年法律第70号）第75条の2等の規定により一部負担金の減免措置等を講じられた者については、当該減免措置の対象となる明細書と減免措置の対象とならない明細書を別にして請求すること。（以下の事務連絡参照。）

なお、減免措置等に係る明細書については、明細書の欄外上部に赤色で「災①」と記載するとともに、同一の患者について、減免措置等に係る明細書と減免措置等の対象とならない明細書がある場合には、双方を2枚1組にし、通常 of 明細書とは別に束ねて提出すること。

ただし、同一の患者について、減免措置等に係る診療等とそれ以外の診療等を区別することが困難な明細書については、赤色で「災②」と記載することとし、被災以前の診療に関する一部負担金等の額を摘要欄に記載すること。

また、減免措置に係る明細書の減額割合等の記載については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）に基づき記載すること。

- ・災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について（平成24年11月28日厚生労働省保険局保険課事務連絡）
- ・暴風雪被害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて（平成24年11月28日厚生労働省保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）
- ・暴風雪に伴う被害に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて（平成24年11月28日厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）

- (3) 被保険者証等により受給資格を確認した者の取扱いについて

被保険者証等により受給資格を確認した場合については、従来通りの方法に加え、(2)の方法により行うものとする。

- (4) 調剤報酬等の取扱いについて

調剤報酬の請求及び訪問看護療養費の取扱いについても、上記と同様の取扱いとすること。

なお、調剤報酬に関し、窓口で住所又は事業所名を確認していない場合については、処方せんを発行した保険医療機関に問い合わせること等により、保険者の確認を行うこととし、平成25年1月以降の調剤分については、住所又は事業所名を確認すること。

2 レセプト電算処理システムの取扱いについて

レセプト電算処理システムに参加している保険医療機関等において、保険者が特定できない者等に係る診療報酬明細書等については、電子レセプトによる請求でなく紙レセプトにより請求すること。ただし、紙レセプトの出力が困難な場合には電子レセプトにより請求することも差し支えない。（電子レセプトにより請求する際には別添の事項を参考として記載すること。）

電子レセプトの記録に係る留意事項

本事務連絡に基づき診療報酬等を請求する場合には、電子レセプトの記載について以下の点に留意すること。なお、システム上の問題等によりこれらの方法によって電子レセプトによる請求ができない場合には、紙レセプトにより請求することとする。

1. 事務連絡1(1)②関連(保険者を特定できた場合)

保険者を特定した場合であって、被保険者証の記号・番号が確認できない場合は、

- 被保険者証の「保険者番号」を記録する。
- 被保険者証の「記号」は記録しない。
- 「番号」は「99999999(9桁)」を記録する。
- 摘要欄の先頭に「不詳」を記録する。
- 保険者番号が不明な場合には、「保険者番号」は「99999999(8桁)」を記録し、摘要欄に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡を記録する。

2. 事務連絡1(1)③関連(保険者を特定できない場合)

保険者を特定できない場合には、

- 「保険者番号」は「99999999(8桁)」を記録する。
- 被保険者証の記号・番号が確認できた場合は記号・番号を記録する。
- 被保険者証の記号・番号が確認できない場合は上記1と同様に、
 - 「記号」は記録しない。
 - 「番号」は「99999999(9桁)」を記録する。
 - 摘要欄の先頭に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先を記録する。

3. 事務連絡1(2)関連

本事務連絡1(2)において、「明細書の欄外上部に赤色で災1と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項に「96」、保険者レコードの「減免区分」には該当するコード、摘要欄の先頭に「災1」と記録する」こと。

また、「災2と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項」に「97」、保険者レコードの「減免区分」には該当するコード、摘要欄の先頭に「災2」と記録する」こと。

4. 事務連絡1(4)関連(調剤レセプトの場合)

処方せんを発行した保険医療機関について、「都道府県番号」、「点数表番号」又は「医療機関コード」のいずれかが不明な場合には、「都道府県番号」、「点数表番号」及び「医療機関コード」の全てを記録せず、「保険医療機関の所在地及び名称」欄に、当該保険医療機関の所在地及び名称を記録すること。

別紙 1 (市町村国保・後期高齢者医療広域連合)

※今後、対象となる市町村等は、更新していく予定

※追加市町村等は赤字部分

○ 市町村

	都道府県	市町村
1	山形県	山形市
2		鶴岡市
3		新庄市
4		寒河江市
5		上山市
6		村山市
7		長井市
8		天童市
9		東根市
10		尾花沢市
11		東村山郡山辺町
12		東村山郡中山町
13		西村山郡河北町
14		西村山郡西川町
15		西村山郡朝日町
16		西村山郡大江町
17		北村山郡大石田町
18		最上郡舟形町
19		最上郡大蔵村
20		最上郡戸沢村
21		西置賜郡白鷹町

22		西置賜郡飯豊町
23		東田川郡三川町
24	長野県	松本市
25		飯田市
26		伊那市
27		安曇野市
28		上伊那郡宮田村
29		下伊那郡売木村
30		木曾郡王滝村
31	岐阜県	高山市
32		中津川市
33		恵那市
34		飛騨市
35		郡上市
36		下呂市
37	島根県	江津市
38	福岡県	大牟田市
39		八女市
40		みやま市
41		久留米市
42	佐賀県	鹿島市
43	熊本県	八代市
44		人吉市
45		水俣市
46		上天草市
47		天草市
48		葦北郡芦北町

49		葦北郡津奈木町
50		球磨郡錦町
51		球磨郡多良木町
52		球磨郡湯前町
53		球磨郡水上村
54		球磨郡相良村
55		球磨郡五木村
56		球磨郡山江村
57		球磨郡球磨村
58		球磨郡あさぎり町
59		荒尾市
60		玉名市
61		山鹿市
62		菊池市
63		玉名郡玉東町
64		玉名郡南関町
65		玉名郡長洲町
66		玉名郡和水町
67		阿蘇郡南小国町
68		阿蘇郡小国町
69	大分県	日田市
70		由布市
71		玖珠郡九重町
72		玖珠郡玖珠町
73	鹿児島県	出水市
74		伊佐市
75		出水郡長島町

76		鹿屋市
77		曾於市
78		志布志市
79		垂水市
80		薩摩川内市
81		いちき串木野市
82		曾於郡大崎町

○ 後期高齢者医療広域連合

	広域連合
1	山形県後期高齢者医療広域連合
2	長野県後期高齢者医療広域連合
3	岐阜県後期高齢者医療広域連合
4	島根県後期高齢者医療広域連合
5	福岡県後期高齢者医療広域連合
6	佐賀県後期高齢者医療広域連合
7	熊本県後期高齢者医療広域連合
8	大分県後期高齢者医療広域連合
9	鹿児島県後期高齢者医療広域連合

別紙 2 (被用者保険・国保組合)

※今後、対象となる健康保険組合等は、更新していく予定

※追加健保組合等は赤字部分

○ 全国健康保険協会

一部負担金等の猶予及び免除を行うと回答

○ 健康保険組合

一部負担金等の猶予を行うと回答

1	A D E K A 健康保険組合	東京都
2	A N A ウイングス健康保険組合	東京都
3	ANA グループ健康保険組合	東京都
4	azbil グループ健康保険組合	東京都
5	C&R グループ健康保険組合	東京都
6	CTC グループ健康保険組合	東京都
7	DOWA 健康保険組合	東京都
8	GLV 健康保険組合	東京都
9	GWA 健康保険組合	東京都
10	H. U. グループ健康保険組合	東京都
11	HOYA 健康保険組合	東京都
12	IHG・ANA ホテルズ健康保険組合	東京都
13	I H I グループ健康保険組合	東京都
14	IQVIA グループ健康保険組合	東京都
15	JMA 健康保険組合	神奈川県
16	JVC ケンウッド健康保険組合	東京都
17	JXTG グループ健康保険組合	神奈川県
18	K D D I 健康保険組合	東京都

19	K O A 健康保険組合	長野県
20	KYB 健康保険組合	岐阜県
21	L I X I L 健康保険組合	東京都
22	MBK 連合健康保険組合	東京都
23	N I P P O 健康保険組合	東京都
24	NOK 健康保険組合	東京都
25	NTN 健康保険組合	大阪府
26	NTP グループ健康保険組合	愛知県
27	S C S K 健康保険組合	東京都
28	S Gホールディングスグループ健康保険組合	京都府
29	S K 健康保険組合	和歌山県
30	SMBC ファイナンスサービス健康保険組合	愛知県
31	T&D フィナンシャル生命健康保険組合	東京都
32	T C S グループ健康保険組合	東京都
33	T I S インテックグループ健康保険組合	富山県
34	TMG 健康保険組合	埼玉県
35	UACJ 健康保険組合	愛知県
36	USEN-NEXT GROUP 健康保険組合	大阪府
37	愛三工業健康保険組合	愛知県
38	アイシン健康保険組合	愛知県
39	愛知県情報サービス産業健康保険組合	愛知県
40	愛知県信用金庫健康保険組合	愛知県
41	愛知県トラック事業健康保険組合	愛知県
42	愛知製鋼健康保険組合	愛知県
43	愛鉄連健康保険組合	愛知県
44	あおみ建設健康保険組合	東京都
45	青森銀行健康保険組合	青森県

46	青山商事健康保険組合	広島県
47	アキレス健康保険組合	栃木県
48	曙ブレーキ工業健康保険組合	埼玉県
49	アコム健康保険組合	東京都
50	旭化成健康保険組合	宮崎県
51	アサヒグループ健康保険組合	東京都
52	朝日新聞健康保険組合	東京都
53	朝日生命健康保険組合	東京都
54	旭ファイバーグラス健康保険組合	神奈川県
55	味の素健康保険組合	東京都
56	アストラゼネカ健康保険組合	大阪府
57	麻生健康保険組合	福岡県
58	アビーム健康保険組合	東京都
59	尼崎機械金属健康保険組合	兵庫県
60	尼崎信用金庫健康保険組合	兵庫県
61	アマゾンジャパン健康保険組合	東京都
62	アルプス電気健康保険組合	東京都
63	飯野健康保険組合	東京都
64	イオン健康保険組合	千葉県
65	池田泉州銀行健康保険組合	大阪府
66	石川県自動車販売店健康保険組合	石川県
67	いすゞ自動車健康保険組合	神奈川県
68	イズミグループ健康保険組合	広島県
69	イズミヤグループ健康保険組合	大阪府
70	井関農機健康保険組合	愛媛県
71	出光興産健康保険組合	千葉県
72	伊藤忠連合健康保険組合	東京都

73	イノアック健康保険組合	愛知県
74	茨城県自動車販売健康保険組合	茨城県
75	茨城県農協健康保険組合	茨城県
76	イマジカ健康保険組合	東京都
77	井門エンタープライズ健康保険組合	東京都
78	岩手銀行健康保険組合	岩手県
79	印刷製本包装機械健康保険組合	東京都
80	宇部興産健康保険組合	山口県
81	ウラベ健康保険組合	広島県
82	エア・ウォーター健康保険組合	北海道
83	永大産業健康保険組合	大阪府
84	エーアンドエーマテリアル健康保険組合	神奈川県
85	エクセディ健康保険組合	大阪府
86	エヌ・ティ・ティ健康保険組合	東京都
87	荏原健康保険組合	東京都
88	エム・オー・エー健康保険組合	静岡県
89	遠州鉄道健康保険組合	静岡県
90	王子製紙健康保険組合	東京都
91	オークマ健康保険組合	愛知県
92	大阪織物商健康保険組合	大阪府
93	大阪機械工具商健康保険組合	大阪府
94	大阪金属問屋健康保険組合	大阪府
95	大阪工作機械健康保険組合	大阪府
96	大阪港湾健康保険組合	大阪府
97	大阪産業機械工業健康保険組合	大阪府
98	大阪紙商健康保険組合	大阪府
99	大阪自転車健康保険組合	大阪府

100	大阪自動車整備健康保険組合	大阪府
101	大阪自動車販売店健康保険組合	大阪府
102	大阪食糧連合健康保険組合	大阪府
103	大阪装粧健康保険組合	大阪府
104	大阪鉄商健康保険組合	大阪府
105	大阪ニット健康保険組合	大阪府
106	大阪府貨物運送健康保険組合	大阪府
107	大阪府管工事業健康保険組合	大阪府
108	大阪府建築健康保険組合	大阪府
109	大阪婦人子供既製服健康保険組合	大阪府
110	大阪府石油健康保険組合	大阪府
111	大阪府電気工事健康保険組合	大阪府
112	大阪府電設工業健康保険組合	大阪府
113	大阪線材製品健康保険組合	大阪府
114	大阪薬業健康保険組合	大阪府
115	大阪読売健康保険組合	大阪府
116	大沢健康保険組合	東京都
117	沖電気工業健康保険組合	東京都
118	沖縄電力健康保険組合	沖縄県
119	オムロン健康保険組合	京都府
120	オリジン健康保険組合	埼玉県
121	オリンパス健康保険組合	東京都
122	海空運健康保険組合	東京都
123	外国運輸金融健康保険組合	東京都
124	花王健康保険組合	東京都
125	科学技術健康保険組合	埼玉県
126	カゴメ健康保険組合	愛知県

127	河西工業健康保険組合	神奈川県
128	片倉健康保険組合	東京都
129	学研健康保険組合	東京都
130	神奈川県運輸業健康保険組合	神奈川県
131	神奈川県医療従事者健康保険組合	神奈川県
132	神奈川県機器健康保険組合	神奈川県
133	神奈川県協同健康保険組合	神奈川県
134	神奈川県建設業健康保険組合	神奈川県
135	神奈川県自動車整備健康保険組合	神奈川県
136	神奈川県情報サービス産業健康保険組合	神奈川県
137	神奈川県食品製造健康保険組合	神奈川県
138	神奈川県石油業健康保険組合	神奈川県
139	神奈川県鉄工業健康保険組合	神奈川県
140	神奈川県電設健康保険組合	神奈川県
141	神奈川県プラスチック事業健康保険組合	神奈川県
142	神奈川県鉄鋼産業健康保険組合	神奈川県
143	カネ力健康保険組合	大阪府
144	川口工業健康保険組合	埼玉県
145	川崎汽船健康保険組合	東京都
146	川崎重工業健康保険組合	兵庫県
147	玩具人形健康保険組合	東京都
148	がん研究会健康保険組合	東京都
149	管工業健康保険組合	東京都
150	観光産業健康保険組合	東京都
151	関西文紙情報産業健康保険組合	大阪府
152	関西ペイント健康保険組合	兵庫県
153	関東 IT ソフトウェア健康保険組合	東京都

154	関東信用組合連合健康保険組合	東京都
155	関東百貨店健康保険組合	東京都
156	関東めつき健康保険組合	東京都
157	機缶健康保険組合	東京都
158	キクチ健康保険組合	愛知県
159	北関東しんきん健康保険組合	群馬県
160	キタムラ健康保険組合	高知県
161	キッコーマン健康保険組合	千葉県
162	キッセイ健康保険組合	長野県
163	岐阜信用金庫健康保険組合	岐阜県
164	岐阜繊維健康保険組合	岐阜県
165	紀文健康保険組合	東京都
166	君津製鉄所関連健康保険組合	千葉県
167	キヤノン健康保険組合	東京都
168	九州電力健康保険組合	福岡県
169	キューピー・アヲハタ健康保険組合	東京都
170	共栄火災健康保険組合	東京都
171	紀陽銀行健康保険組合	和歌山県
172	京三製作所健康保険組合	神奈川県
173	京都銀行健康保険組合	京都府
174	京都信用金庫健康保険組合	京都府
175	京都中央信用金庫健康保険組合	京都府
176	京都府農協健康保険組合	京都府
177	杏林健康保険組合	東京都
178	極東開発健康保険組合	兵庫県
179	きらぼし銀行健康保険組合	東京都
180	キリンビール健康保険組合	東京都

181	近畿化粧品健康保険組合	大阪府
182	近畿電子産業健康保険組合	大阪府
183	近畿日本鉄道健康保険組合	大阪府
184	近畿日本ツーリスト健康保険組合	東京都
185	クボタ健康保険組合	大阪府
186	熊本銀行健康保険組合	熊本県
187	熊本県自動車販売店健康保険組合	熊本県
188	倉敷中央病院健康保険組合	岡山県
189	倉紡健康保険組合	岡山県
190	グリコ健康保険組合	大阪府
191	来島どつく健康保険組合	愛媛県
192	くろがね健康保険組合	大阪府
193	グンゼ健康保険組合	京都府
194	群馬銀行健康保険組合	群馬県
195	群馬県農業団体健康保険組合	群馬県
196	計機健康保険組合	東京都
197	経済産業関係法人健康保険組合	東京都
198	経済団体健康保険組合	東京都
199	京阪グループ健康保険組合	大阪府
200	ケー・ティー・シーグループ健康保険組合	愛知県
201	小糸健康保険組合	東京都
202	工機ホールディングス健康保険組合	茨城県
203	公庫関係健康保険組合	東京都
204	甲信越しんきん健康保険組合	長野県
205	合同製鐵健康保険組合	大阪府
206	鴻池健康保険組合	大阪府
207	神戸機械金属健康保険組合	兵庫県

208	神戸製鋼所健康保険組合	兵庫県
209	神戸電鉄健康保険組合	兵庫県
210	ゴールドウイン健康保険組合	富山県
211	コカ・コーラボトラーズジャパン健康保険組合	愛知県
212	小倉記念病院健康保険組合	福岡県
213	コスモ石油健康保険組合	東京都
214	駒井ハルテック健康保険組合	大阪府
215	小松製作所健康保険組合	東京都
216	コムシスホールディングス健康保険組合	東京都
217	五洋建設健康保険組合	東京都
218	雇用支援機構健康保険組合	千葉県
219	コロナ健康保険組合	新潟県
220	近藤紡績健康保険組合	愛知県
221	サーラグループ健康保険組合	愛知県
222	埼玉県農協健康保険組合	埼玉県
223	酒フーズ健康保険組合	東京都
224	サザビーリーグ健康保険組合	東京都
225	佐藤工業健康保険組合	東京都
226	サノヤス健康保険組合	大阪府
227	山陰自動車業健康保険組合	島根県
228	三機工業健康保険組合	東京都
229	三岐しんきん健康保険組合	岐阜県
230	産業機械健康保険組合	東京都
231	サンゲツ健康保険組合	愛知県
232	サンデン健康保険組合	群馬県
233	サントリー健康保険組合	大阪府
234	三陽商会健康保険組合	東京都

235	シーイーシー健康保険組合	東京都
236	シーガイアフェニックス健康保険組合	宮崎県
237	ジェイアールグループ健康保険組合	東京都
238	ジェイティ健康保険組合	東京都
239	ジェイテクト健康保険組合	大阪府
240	ジェーシービー健康保険組合	東京都
241	塩野義健康保険組合	大阪府
242	滋賀県農協健康保険組合	滋賀県
243	静岡県金属工業健康保険組合	静岡県
244	静岡県西部機械工業健康保険組合	静岡県
245	静岡県中部機械工業健康保険組合	静岡県
246	静岡県電気工事業健康保険組合	静岡県
247	静岡県東部機械工業健康保険組合	静岡県
248	静岡県トラック運送健康保険組合	静岡県
249	静岡県農業団体健康保険組合	静岡県
250	資生堂健康保険組合	東京都
251	自動車振興会健康保険組合	東京都
252	芝浦機械健康保険組合	静岡県
253	シバタ工業健康保険組合	兵庫県
254	ジブラルタ健康保険組合	東京都
255	島津製作所健康保険組合	京都府
256	シミックグループ健康保険組合	東京都
257	シャープ健康保険組合	大阪府
258	社会保険支払基金健康保険組合	東京都
259	蛇の目ミシン健康保険組合	東京都
260	ジャパンビバレッジ健康保険組合	東京都
261	住宅金融支援機構健康保険組合	東京都

262	出版健康保険組合	東京都
263	商船三井健康保険組合	東京都
264	松竹健康保険組合	東京都
265	昭和産業健康保険組合	東京都
266	昭和シェル健康保険組合	東京都
267	昭和電工健康保険組合	東京都
268	昭和飛行機健康保険組合	東京都
269	信越化学健康保険組合	東京都
270	神鋼商事健康保険組合	大阪府
271	新生銀行健康保険組合	東京都
272	すかいらくグループ健康保険組合	東京都
273	スクロール健康保険組合	静岡県
274	スズキ健康保険組合	静岡県
275	スズケン健康保険組合	愛知県
276	スターバックスコーヒージャパン健康保険組合	東京都
277	住商連合健康保険組合	大阪府
278	住友共同電力健康保険組合	愛媛県
279	住友商事健康保険組合	大阪府
280	住友生命健康保険組合	大阪府
281	スルガ銀行健康保険組合	静岡県
282	製紙工業健康保険組合	静岡県
283	西武健康保険組合	埼玉県
284	聖隷健康保険組合	静岡県
285	関ヶ原石材健康保険組合	岐阜県
286	セキスイ健康保険組合	大阪府
287	石油製品販売健康保険組合	東京都
288	セコム健康保険組合	東京都

289	セブン&アイ・ホールディングス健康保険組合	東京都
290	セメント商工健康保険組合	東京都
291	ゼロ健康保険組合	神奈川県
292	センコー健康保険組合	宮崎県
293	全国印刷工業健康保険組合	東京都
294	全国外食産業ジェフ健康保険組合	東京都
295	全国硝子業健康保険組合	東京都
296	全国商品取引業健康保険組合	東京都
297	全国信用保証協会健康保険組合	東京都
298	全日本空輸健康保険組合	東京都
299	全農健康保険組合	東京都
300	全労済健康保険組合	東京都
301	総合警備保障健康保険組合	東京都
302	倉庫業健康保険組合	東京都
303	双日健康保険組合	東京都
304	象印マホービン健康保険組合	大阪府
305	測量地質健康保険組合	東京都
306	ソニー健康保険組合	東京都
307	第一三共グループ健康保険組合	東京都
308	ダイエー健康保険組合	東京都
309	大王製紙健康保険組合	愛媛県
310	大京健康保険組合	東京都
311	ダイキン工業健康保険組合	大阪府
312	大建工業健康保険組合	大阪府
313	大広健康保険組合	大阪府
314	大正製薬健康保険組合	東京都
315	ダイセル健康保険組合	大阪府

316	大東建託健康保険組合	東京都
317	大同生命健康保険組合	大阪府
318	大同特殊鋼健康保険組合	愛知県
319	大日精化健康保険組合	東京都
320	大日本塗料健康保険組合	大阪府
321	大日本印刷健康保険組合	東京都
322	大日本明治製糖健康保険組合	東京都
323	ダイハツ健康保険組合	大阪府
324	ダイハツ系連合健康保険組合	大阪府
325	大平洋金属健康保険組合	東京都
326	太陽生命健康保険組合	東京都
327	太陽誘電健康保険組合	群馬県
328	大和証券グループ健康保険組合	東京都
329	大和ハウス工業健康保険組合	大阪府
330	ダイワボウ健康保険組合	大阪府
331	高島屋健康保険組合	大阪府
332	高田工業所健康保険組合	福岡県
333	宝グループ健康保険組合	京都府
334	タカラベルモント健康保険組合	大阪府
335	多木健康保険組合	兵庫県
336	タクマ健康保険組合	兵庫県
337	ダスキン健康保険組合	大阪府
338	タツタ電線健康保険組合	大阪府
339	タムラ製作所健康保険組合	東京都
340	地域医療機能推進機構健康保険組合	東京都
341	千葉県食品製造健康保険組合	千葉県
342	千葉県トラック健康保険組合	千葉県

343	千葉県農協健康保険組合	千葉県
344	千葉トヨタ健康保険組合	千葉県
345	中央ラジオ・テレビ健康保険組合	東京都
346	池友会健康保険組合	福岡県
347	中部アイティ産業健康保険組合	岐阜県
348	中部電力健康保険組合	愛知県
349	中部日本放送健康保険組合	愛知県
350	通信機器産業健康保険組合	東京都
351	ツガミ健康保険組合	新潟県
352	ツカモトグループ健康保険組合	東京都
353	ツルハホールディングス健康保険組合	北海道
354	帝人グループ健康保険組合	愛媛県
355	鉄道弘済会健康保険組合	東京都
356	電興健康保険組合	東京都
357	電設工業健康保険組合	東京都
358	電線工業健康保険組合	大阪府
359	デンソー健康保険組合	愛知県
360	天理よろづ相談所健康保険組合	奈良県
361	東亜合成健康保険組合	東京都
362	東亜道路健康保険組合	東京都
363	東海カーボン健康保険組合	東京都
364	東海地区石油業健康保険組合	愛知県
365	東海マツダ販売健康保険組合	愛知県
366	東京アパレル健康保険組合	東京都
367	東京医科大学健康保険組合	東京都
368	東京エレクトロン健康保険組合	東京都
369	東京応化工業健康保険組合	神奈川県

370	東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合	東京都
371	東京織物健康保険組合	東京都
372	東京ガス健康保険組合	東京都
373	東京紙商健康保険組合	東京都
374	東京貨物運送健康保険組合	東京都
375	東京機械健康保険組合	東京都
376	東京機器健康保険組合	東京都
377	東京金属事業健康保険組合	東京都
378	東京計器健康保険組合	東京都
379	東京化粧品健康保険組合	東京都
380	東京港健康保険組合	東京都
381	東京港運健康保険組合	東京都
382	東京広告業健康保険組合	東京都
383	東京実業健康保険組合	東京都
384	東京自動車教習所健康保険組合	東京都
385	東京自動車サービス健康保険組合	東京都
386	東京証券業健康保険組合	東京都
387	東京スター銀行健康保険組合	東京都
388	東京製綱健康保険組合	東京都
389	東京中央卸売市場健康保険組合	東京都
390	東京鐵鋼健康保険組合	栃木県
391	東京電子機械工業健康保険組合	東京都
392	東京都医業健康保険組合	東京都
393	東京都家具健康保険組合	東京都
394	東京都金属プレス工業健康保険組合	東京都
395	東京都情報サービス産業健康保険組合	東京都
396	東京都食品健康保険組合	東京都

397	東京都電機健康保険組合	東京都
398	東京都電気工事健康保険組合	東京都
399	東京都土木建築健康保険組合	東京都
400	東京都ニット健康保険組合	東京都
401	東京都農林漁業団体健康保険組合	東京都
402	東京都報道事業健康保険組合	東京都
403	東京都木材産業健康保険組合	東京都
404	東京都洋菓子健康保険組合	東京都
405	東京トラック事業健康保険組合	東京都
406	東京不動産業健康保険組合	東京都
407	東京文具販売健康保険組合	東京都
408	東京薬業健康保険組合	東京都
409	東芝健康保険組合	神奈川県
410	東部ゴム健康保険組合	東京都
411	東武鉄道健康保険組合	東京都
412	東プレ健康保険組合	神奈川県
413	東宝健康保険組合	東京都
414	東邦ガス健康保険組合	愛知県
415	東洋製罐健康保険組合	東京都
416	東レ健康保険組合	滋賀県
417	トータルビューティー健康保険組合	京都府
418	徳洲会健康保険組合	大阪府
419	特種東海健康保険組合	静岡県
420	栃木銀行健康保険組合	栃木県
421	栃木県トラック健康保険組合	栃木県
422	トッパングループ健康保険組合	東京都
423	トヨタ関連部品健康保険組合	愛知県

424	豊田合成健康保険組合	愛知県
425	豊田自動織機健康保険組合	愛知県
426	トヨタ自動車健康保険組合	愛知県
427	豊田通商健康保険組合	愛知県
428	トヨタ販売連合健康保険組合	愛知県
429	トヨタ紡織健康保険組合	愛知県
430	トランス・コスモス健康保険組合	東京都
431	ナイスグループ健康保険組合	神奈川県
432	ナオリ健康保険組合	愛知県
433	長瀬産業健康保険組合	大阪府
434	長野県機械金属健康保険組合	長野県
435	長野県自動車販売店健康保険組合	長野県
436	名古屋鉄道健康保険組合	愛知県
437	名古屋木材健康保険組合	愛知県
438	名古屋薬業健康保険組合	愛知県
439	ナブテスコグループ健康保険組合	兵庫県
440	南海電気鉄道健康保険組合	大阪府
441	南都銀行健康保険組合	奈良県
442	ニコン健康保険組合	東京都
443	西日本シティ銀行健康保険組合	福岡県
444	西日本新聞社健康保険組合	福岡県
445	西日本パッケージング健康保険組合	大阪府
446	西日本プラスチック工業健康保険組合	大阪府
447	ニチアス健康保険組合	東京都
448	日油健康保険組合	東京都
449	日活健康保険組合	東京都
450	日研グループ健康保険組合	東京都

451	日工健康保険組合	兵庫県
452	日産自動車健康保険組合	神奈川県
453	日新健康保険組合	神奈川県
454	日清オイリオグループ健康保険組合	東京都
455	日新火災健康保険組合	東京都
456	日清製粉健康保険組合	東京都
457	ニッセイ・ウェルス生命健康保険組合	東京都
458	日鉄物産健康保険組合	東京都
459	日東電工健康保険組合	大阪府
460	日本合板健康保険組合	東京都
461	日本発条健康保険組合	神奈川県
462	日本アイ・ビー・エム健康保険組合	東京都
463	日本板硝子健康保険組合	大阪府
464	日本ガイシ健康保険組合	愛知県
465	日本金型工業健康保険組合	東京都
466	日本銀行健康保険組合	東京都
467	日本軽金属健康保険組合	東京都
468	日本ケミコン健康保険組合	東京都
469	日本航空健康保険組合	東京都
470	日本高速道路健康保険組合	東京都
471	日本国土開発健康保険組合健康保険組合	東京都
472	日本コロムビア健康保険組合	東京都
473	日本情報機器健康保険組合	東京都
474	日本情報産業健康保険組合	東京都
475	日本製鋼所健康保険組合	東京都
476	日本製紙健康保険組合	東京都
477	日本製鉄健康保険組合	東京都

478	日本製粉健康保険組合	東京都
479	日本生命健康保険組合	大阪府
480	日本赤十字社健康保険組合	東京都
481	日本電産コパル健康保険組合	東京都
482	日本道路健康保険組合	東京都
483	日本特殊陶業健康保険組合	愛知県
484	日本年金機構健康保険組合	東京都
485	日本ハム健康保険組合	大阪府
486	日本ペイント健康保険組合	大阪府
487	日本放送協会健康保険組合	東京都
488	日本マクドナルド健康保険組合	東京都
489	日本ユニシス健康保険組合	東京都
490	農林水産関係法人健康保険組合	東京都
491	農林中央金庫健康保険組合	東京都
492	ノバルティス健康保険組合	東京都
493	野村健康保険組合	大阪府
494	野村証券健康保険組合	東京都
495	パーソルキャリア健康保険組合	東京都
496	パイロット健康保険組合	東京都
497	長谷工健康保険組合	東京都
498	パッケージ工業健康保険組合	東京都
499	パナソニック健康保険組合	大阪府
500	万代健康保険組合	大阪府
501	バンテック健康保険組合	千葉県
502	東淀川健康保険組合	大阪府
503	肥後銀行健康保険組合	熊本県
504	日立健康保険組合	東京都

505	ビックカメラ健康保険組合	東京都
506	日野自動車健康保険組合	東京都
507	百五銀行健康保険組合	三重県
508	百十四銀行健康保険組合	香川県
509	兵庫県運輸業健康保険組合	兵庫県
510	兵庫県建築健康保険組合	兵庫県
511	兵庫県信用金庫健康保険組合	兵庫県
512	兵庫自動車販売店健康保険組合	兵庫県
513	ファナック健康保険組合	山梨県
514	フォーラムエンジニアリング健康保険組合	東京都
515	福井銀行健康保険組合	福井県
516	福山通運健康保険組合	広島県
517	フジクラ健康保険組合	東京都
518	不二サッシ健康保険組合	神奈川県
519	富士車輛健康保険組合	滋賀県
520	富士ソフト健康保険組合	神奈川県
521	富士通健康保険組合	神奈川県
522	富士電機健康保険組合	東京都
523	富士フィルムグループ健康保険組合	神奈川県
524	不二家健康保険組合	東京都
525	双葉電子健康保険組合	千葉県
526	ブラザー健康保険組合	愛知県
527	フランスベッドグループ健康保険組合	東京都
528	ブリヂストン健康保険組合	東京都
529	プリマハム健康保険組合	東京都
530	古河電工健康保険組合	神奈川県
531	プルデンシャル健康保険組合	東京都

532	平和堂健康保険組合	滋賀県
533	ベネッセグループ健康保険組合	岡山県
534	法政大学健康保険組合	東京都
535	報徳同栄健康保険組合	静岡県
536	北陸情報産業健康保険組合	石川県
537	北海道医療健康保険組合	北海道
538	北海道コンピュータ関連産業健康保険組合	北海道
539	北海道信用金庫健康保険組合	北海道
540	北海道農業団体健康保険組合	北海道
541	北國新聞健康保険組合	石川県
542	ボッシュ健康保険組合	埼玉県
543	保土谷化学健康保険組合	東京都
544	ホトニクス・グループ健康保険組合	静岡県
545	ホンダ健康保険組合	東京都
546	マーレ健康保険組合	埼玉県
547	前田道路健康保険組合	東京都
548	マキタ健康保険組合	愛知県
549	マツモトキョシグループ健康保険組合	千葉県
550	丸八真綿健康保険組合	神奈川県
551	マルハニチロ健康保険組合	東京都
552	三浦グループ健康保険組合	愛媛県
553	三重県農協健康保険組合	三重県
554	巴川製紙所健康保険組合	静岡県
555	ミサワホーム健康保険組合	東京都
556	三井E & S 健康保険組合	千葉県
557	三井化学健康保険組合	東京都
558	三井住友海上健康保険組合	東京都

559	三井住友銀行健康保険組合	東京都
560	三井住友トラスト・グループ健康保険組合	東京都
561	三井物産健康保険組合	東京都
562	ミツウロコ健康保険組合	東京都
563	ミットヨ健康保険組合	神奈川県
564	ミツバ健康保険組合	群馬県
565	三菱UFJ銀行健康保険組合	東京都
566	三菱瓦斯化学健康保険組合	東京都
567	三菱自動車健康保険組合	東京都
568	三菱重工健康保険組合	東京都
569	三菱製鋼健康保険組合	東京都
570	三菱製紙健康保険組合	東京都
571	三菱電機健康保険組合	東京都
572	三菱電機ビルテクノサービス健康保険組合	東京都
573	三菱マテリアル健康保険組合	東京都
574	みづほ健康保険組合	兵庫県
575	宮崎銀行健康保険組合	宮崎県
576	民間放送健康保険組合	東京都
577	明治グループ健康保険組合	東京都
578	明治安田生命健康保険組合	東京都
579	メイテック健康保険組合	東京都
580	明電舎健康保険組合	東京都
581	名糖健康保険組合	東京都
582	持田製薬健康保険組合	東京都
583	森永健康保険組合	東京都
584	ヤクルト健康保険組合	東京都
585	矢崎健康保険組合	静岡県

586	安川電機健康保険組合	福岡県
587	安田日本興亜健康保険組合	東京都
588	山崎製パン健康保険組合	東京都
589	やまと健康保険組合	東京都
590	ヤマトグループ健康保険組合	東京都
591	ヤマハ健康保険組合	静岡県
592	ユーシーシー健康保険組合	兵庫県
593	雪印メグミルク健康保険組合	東京都
594	雪の聖母会健康保険組合	福岡県
595	ユニーグループ健康保険組合	愛知県
596	ユニチカ健康保険組合	大阪府
597	横河電機健康保険組合	東京都
598	横河ブリッジホールディングス健康保険組合	千葉県
599	横浜港運健康保険組合	神奈川県
600	横浜港湾健康保険組合	神奈川県
601	横浜ゴム健康保険組合	東京都
602	吉野工業所健康保険組合	東京都
603	吉原商品健康保険組合	東京都
604	読売健康保険組合	東京都
605	ライク健康保険組合	大阪府
606	楽天健康保険組合	東京都
607	リーガル健康保険組合	千葉県
608	リクルート健康保険組合	東京都
609	理研健康保険組合	東京都
610	リコー三愛グループ健康保険組合	東京都
611	リゾートトラスト健康保険組合	愛知県
612	りそな健康保険組合	大阪府

613	ルネサス健康保険組合	東京都
614	レナウングループ健康保険組合	東京都
615	レンゴー健康保険組合	大阪府
616	ロイヤル健康保険組合	福岡県
617	労働者健康安全機構健康保険組合	東京都
618	ローソン健康保険組合	東京都
619	ワールド健康保険組合	兵庫県
620	早稲田大学健康保険組合	東京都

○ 国民健康保険組合

	国保組合名	所在地
1	全国左官タイル塗装業国民健康保険組合	東京都
2	中央建設国民健康保険組合	東京都
3	全国板金業国民健康保険組合	東京都
4	全国建設工事業国民健康保険組合	東京都
5	全国土木建築国民健康保険組合	東京都
6	全国歯科医師国民健康保険組合	栃木県
7	建設連合国民健康保険組合	愛知県
8	山形県医師国民健康保険組合	山形県
9	山形県歯科医師国民健康保険組合	山形県
10	長野県医師国民健康保険組合	長野県
11	岐阜県医師国民健康保険組合	岐阜県
12	岐阜県建設国民健康保険組合	岐阜県
13	福岡県医師国民健康保険組合	福岡県
14	福岡県歯科医師国民健康保険組合	福岡県
15	福岡県薬剤師国民健康保険組合	福岡県
16	佐賀県医師国民健康保険組合	佐賀県

17	熊本県医師国民健康保険組合	熊本県
18	熊本県歯科医師国民健康保険組合	熊本県
19	大分県医師国民健康保険組合	大分県
20	大分県歯科医師国民健康保険組合	大分県

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（令和2年10月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[山形県]

山形市、鶴岡市、新庄市(※)、寒河江市、上山市、村山市、長井市(※)、天童市、東根市、尾花沢市、東村山郡山辺町、東村山郡中山町、西村山郡河北町、西村山郡西川町、西村山郡朝日町、西村山郡大江町、北村山郡大石田町、最上郡舟形町(※)、最上郡大蔵村、最上郡戸沢村、西置賜郡白鷹町、西置賜郡飯豊町、東田川郡三川町

山形県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

(※)国保のみ

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（令和2年10月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[長野県]

松本市、飯田市(※)、伊那市、安曇野市、上伊那郡宮田村、下伊那郡売木村、木曾郡王滝村(※)

長野県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

(※)国保のみ

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

(令和2年10月末まで)

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[岐阜県]

高山市、中津川市、恵那市、飛騨市、郡上市、下呂市
岐阜県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（令和2年10月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[島根県]
江津市
島根県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（令和2年10月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[福岡県]

大牟田市、八女市、みやま市、久留米市
福岡県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- **この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（令和2年10月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[佐賀県]

鹿島市

佐賀県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（令和2年10月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[熊本県]

八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町
熊本県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（令和2年10月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[大分県]

日田市、由布市、玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町
大分県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- **この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（令和2年10月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[鹿児島県]

出水市(国保のみ)、伊佐市、出水郡長島町(国保のみ)、鹿屋市、曾於市、志布志市、垂水市(介護:猶予のみ)、薩摩川内市、いちき串木野市(国保のみ)、曾於郡大崎町
鹿児島県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- **この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**